○農林水産省告示第二千四百二十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十五年一月二十六日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年九月三日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第20201号
2　登録年月日　平成23年1月25日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　イワセオレンジ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
岩瀬義明
愛知県安城市藤井町北山3

1　登録番号　第20214号
2　登録年月日　平成23年1月25日
3　農林水産植物の種類
Globularia arabica Jaub. et Sp.
4　登録品種の名称　ヒズ　アイボール　コンプ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ヒスティル　アフラ（1989）LTD
イスラエル国　ネハリム　49950

1　登録番号　第20243号
2　登録年月日　平成23年1月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORKROMA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Wilhelm Kordes
Duesterlohe 14, 25355 Barmstedt, Germany

○国土交通省告示第八百三十五号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）第十七条の七の規定により、登録証明事業を行う者の住所等の変更の届出があったので、同規則第十七条の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年九月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号　第三号
二　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録証明事業を行う者の住所	東京都港区赤坂一丁目九番二十号	東京都港区赤坂一丁目一番十四号
登録証明事業を行う事務所の所在地	東京都港区赤坂一丁目九番二十号	東京都港区赤坂一丁目一番十四号

三　変更年月日　平成二十五年八月三日

○国土交通省告示第八百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南原谷川
字白石　一〇〇八番二三一　五号から八号まで
字内野　一〇一四番二　九号及び十号
一〇三二番一　十一号
一〇一六番一　十二号
一〇一六番二　十三号
一〇二二番三　十四号
一〇二二番一　十五号及び十六号

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
四郎五郎谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和四十五年建設省告示第千六百七十四号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県筑紫郡那珂川町大字埋金
字ムクノ木山　一四六番一　一号及び二号
一五〇番一　三号及び四号
一五〇番二　五号
一五〇番二二　六号
一五〇番二三　七号
一五九番一　八号及び九号
一六〇番一　十号
一五七番一　十一号
一六二番一　十二号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下西山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和四十七年建設省告示第千九百五十六号で指定した同号一三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県筑紫野市大字山家
一四四一番一四　一号
一四四一番三三　二号及び三号
一四四一番一七地先道路敷　四号
一四四一番一地先道路敷　五号
一四四一番一八　六号
一四五七番　七号
一三八一番　八号
一三七六番一　九号及び十号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
黒中川及び黒中川左支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第九百十三号及び平成十六年国土交通省告示第千四百九十号で指定した土地の区域を除く。）
福岡県田川郡香春町大字採銅所
字小深田　三四一六番一地先河川敷　一号及び二号
字末光　三四一七番二地先道路敷　三号
字ナカヘ　三四七三番一　四号
三四七一番二地先道路敷　五号
字神田　三四九七番一　六号
字前田　三四七七番一　七号
三四七六番三　八号及び十一号
三四七六番一　十二号
字鎮西　三四七九番一地先道路敷　九号
字黒中　三八七一番一　十号
三八七二番三地先道路敷　十四号
三九三五番一地先河川敷　十五号
字長下　三四七五番　十三号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
福井川左第三支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県宮若市脇田
字福井　二五八四番二　一号
二五八三番一　二号
二五八一番一　三号及び六号
二五八二番一　四号及び五号
二五八二番二　七号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
春田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第七百五十八号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）